

否かを科学的に詰めねばならない事態に至った。

県条例によれば知事が「公害」を防除しうるのは「公害審査委員会に諮問して除害を必要且つ適切と認めたる」(二条)場合であった。そこで矢柴副知事を長に、県議、学識経験者、県工業・衛生試験所長から構成される公害審査委員会に下駄をあずけるかっこうになったのである。しかも、すでに問題は通産省重工業局のかかわるところともなっており、五四年六月八日に開かれた委員会で「朝日製鉄専門小委員会」が設けられ、この県行政の能力をこえる困難な事態への取組がはじまった。商工部の日録によれば、「六月十四日県工試及び衛試により工場周辺の暗騒音、送風機音並びに一酸化炭素ガスの測定が行われた。六月十七日通産省三井製鉄課長、安達技官、富士製鉄広瀬技師、芹田課長、八幡製鉄深川技師が工場現場の設備について調査を行う」(資料編 12 近代・現代(2) 三)と記されている。これらのデータと技術対策をもとに、スクラップのみを原料として排ガスの低減をはかるとの操業条件をつけて、県は七月二十三日に公害防除設備の指示を朝日製鉄にたいして行った。

ところが、そもそも熔鉱炉建設に反対の期成同盟は、五月から積極的な行動を開始し、県、市、通産省、日本鋼管本社に抗議陳情をくり返す。また五月二十六日には鶴見区議員団が全会一致で反対声明をし、六月十八日には鶴見区全域の問題として街頭の訴えを行うに至った。そして七月二十一日には鶴見公会堂、豊岡小学校、生麦東亜女学院、鶴見保健所、市場中学校で鶴見区民総決起大会を開き、決議文を採択した。反対同盟が全県議に送付した「反対理由書」によれば、立地条件不適合の理由として「附近は鶴見中心地区にして隣接地には社会保険診療所、鶴見小学校、鶴見中学校、市場中学校、鶴見消防署、鶴見区役所、鶴見警察署等、官公庁街にして中小工場、鶴見商店街及び住宅が密集していること」を前面にたてている。とくに鶴見区の繁栄が口にされた意気揚々たる時期でもあり、町の中心部を占拠しようとする朝日製鉄を「憎し」とする空気が充満していったのである。ところが朝日製鉄は三千万円を要する県の指示した防除施設を一九五五年一月に完成したが、採算割れ

等で火入れにふみ切れないまま無期延期状態に陥ってしまい、はからずも反対要求が実現する形になった。住民たちはささやかな安堵感を味わい、鶴見の町の発展計画にあらためて身を入れはじめた。

川崎のばい煙

追放市民運動

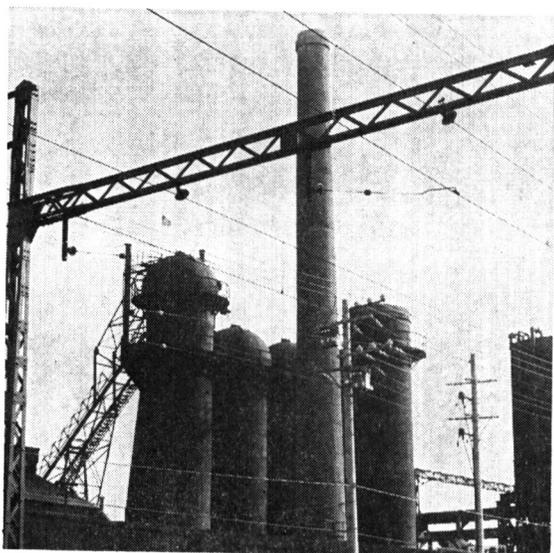
電力供給制限など多くの隘路に阻まれて京浜工業地帯はまだその全力を發揮するに至っていない、一九五二年（昭和二十七年）年から四四年までの問題別公害陳情件数は百二十九件をかぞえるにすぎなかった。『戦後の神奈川県政』（一九五五年）も公害防止の項にわずか半ページをさいているにすぎない。神武景気の沸騰を前にして、いまだ工場操業による生活妨害は氷山の下に姿をひそめたままであった。そうした工業地帯住民の不安はなによりもばい煙にいふされた生活にあった。五二年に死者四千人を出したロンドンのスモッグ禍の知らせは、県事業者たちの心胆をも寒からしめ、国力を借りて集塵器をなんとか完備したいと考えさせるようになっていた。こうして五五年に工都川崎に超党派のばい煙追放運動が胎動する。

デボジッドゲージで正式にばいじん量を測定した一九五六年七月一か月間に、川崎市の臨海地帯では一平方キロあたり六十二トンがふりつもっていた。町では時に数分先が見えなくなり、ばい煙のひっきりなしに舞い込む屋内にカヤを吊って、中で食事をとる光景も見られた。一方技術革新の最先端をゆく工業都市川崎では、五〇年代前半に燃料費の安価な石油を使用する工場がふえ、エントツから吐き出されるばい煙が消える日も遠くないと考えられていた。ところが五四年に政府の石炭産業保護・重油消費量規制という逆行的政策が打ち出されたので、抗議のために川崎商工会議所工業部会は、五五年初頭からいまだ石炭を使用している大規模事業場に集塵器設置や他動力源への切りかえを勧告する活動をはじめた。国鉄新鶴見操車場、東京電力鶴見第一・潮田火力発電所などがその対象であったが、後者の場合には田島小学校伊藤校長も加わって、三月には集塵器設置を約束させた。こうした新たな動きを軸にして超党派のばい煙防止市民運動への流れが形成されていったのである（『川崎商

工会議所二十五年史』。九月には工場労組、町内会、婦人会、広報委員会など二十団体と県・市議が参加してばい煙対策市民大会を開き、それに応えて市会も公害対策委員会の設置を検討するに至った。そして十二月八日には商工会議所会頭控井美津男を会長にし、所内に事務局を置く「川崎市煤煙防止対策協議会」が発足したのであった。

煤煙対策協議会はその目的で「一市民の総意に於て憲法に保証された平和的にして衛生的な生活を営むべく、その実現に努力する、二現代の科学に於て煤煙の防除が可能であることは、自明の事実であることに鑑み飽く迄もその貫徹を期す」との科学性を前面にたてる自信にあふれた態度を表明した。というのは当時、厚生省が最初の公害対策基本法というべき、「生活環境汚染防止法」の作成作業をすすめていたから、国の援助もおおいで集塵器設置を行い、ばい煙を一掃することができるという見通しがあったのである。それが、一日も早くばい煙に包まれた生活から逃れたい、という市民の素朴な感情に支えられて、文字どおり全市民的な幅とひろがりをもつ川崎市あげての民間運動となったのである。

そうした市民の声を結集していくためにもばい煙被害の実態調査、啓蒙、対策を総合的にすすめる必要があり、そこから多くの先駆的な事業が生まれた。国会、中央省庁への働きかけに応じて、一九五六年一月には衆議院商工委員が来崎し、ばい煙の実状をつぶさに視察している。また市当局はデボジッドゲージを設置して降下ばいじん量の測定をはじめ、それと健康、経済的損失、子どもの成長との関係を検討した。こうしてまとめられた『調査報告書』では、子どもたちに眼病の多発が見られることが確かめられ、また北部地区の児童の絵にくらべて南部の児童の「描く絵が暗くなってしまふのは、児童の内面的な要求よりも、外的な圧力によるもの」との見方が示された。それが溝の口に「健康学園」を設けて子どもたちを自然に還そうという運動につながり、東映教育映画『ばい煙の街の子ども達』の製作に発展していった。また啓蒙活動として開かれた講演会では、当時発表されたばかりの米軍病院医師の「ヨコハマゼンソク」の研究を県衛生研究所長児玉威が紹介し、ガス分析の



朝日製鉄の高炉（1966年）

日本機関紙協会神奈川県本部蔵

仕事が今後の課題になると述べている。それは、結核などを問題にしていた予防医学に公害病という新たな分野が加えられることを意味していた。

朝日製鉄の ところで隣接する鶴見では、一九五六（昭和三十
操業強行 一）年に入ると朝日製鉄問題が再燃し、鉄鋼増強

計画にのった工場側が操業開始への強行突破を計りはじめた。朝日製鉄は隣の長谷川染色の敷地を買収して増築する申請を横浜市に提出しており、その許可がえられるはずであった。そして工場建設可否のヤマと見られたその公聴会が五月十六日に開かれた。県の意向を体した市が許可する方針と見てとると、反対同盟住民たちは口述人をポイコットして流会させるとともに、平沼市長に直接に働きかける方向に転じた。そして二十日には鶴見区内で「私

たちを毒殺しないでください」と口ぐちに訴える自動車デモをくりひろげたい、ついに六月十六日の市建築常任委員会では不許可の決定をさせてしまった。横浜市は朝日製鉄の操業を公害と判定したわけであり、これに力を得た反対同盟は県にも翻意を迫った。ところが、工場側は八月に入るとスクラップのみの操業という県との了解さえ破棄して、通産省に輸入鉄鉱石の割当てを申請する方向に転じた。また九月二十日には朝日製鉄株式会社労働組合が県に九か月も給料未払状態にある窮状を訴えつつ、「県知事は事態を今日迄紛糾せしめた責任を認め、其の釈明を文書を以て公

表せられ度」(『昭和三十一年朝日製鉄関係綴』)との強い抗議を行った。こうした会社側の強硬態度は折からの鋼材ブームにもかかわらず供給ひっ迫期に入ったためであり、通産省も態度をひるがえして鉄鉱石の割当てを通告してきた。このため十二月二日に朝日製鉄は操業にそなえて炉を乾燥する作業に入り、座り込みも辞さないとする反対同盟との対決は最悪の事態に立ち至った。

しかし、公害審査委員会の仲介を容れて反対同盟住民が譲った。十二月二十七日には、朝日製鉄に二年間の操業を認め、期間終了とともに操業を中止して製鉄設備を他に移転する、との妥協が成立して「覚書」が交換された。この結着について反対同盟の「経過報告」は「現下の国策上通産省においては、我々の反対を押し切ってまでも輸入鉄鉱石の割当てをなし、鉄鋼需給の逼迫状況打開を県知事宛に通告して参りました。よって我々反対同盟は鶴見区議員団と県知事との会見報告により、急遽解決の途を考慮せざる得ない状態にたちいたった」と憤懣かんたやる方ない口調で述べている。たしかにそれは譲ってはならない一線であった。とりたてて公害被害がおこらなかったという理由で二年後に会社側が持ち出してきたのは操業の無期延長であり、それを拒めない県当局は調停を放棄してしまうことになる。こうして手がかりを失った反対同盟はほどなく内部から解体する途をたどったのであった。

いまや高度成長期に突入した京浜工業地帯では、工場側が設備の更新をすすめながら、強気の操業に転じていた。そして、重油規制が解かれると、川崎では事業主たちは次第にばい煙防止運動に関心を失っていった。時代は、石油を原料・燃料とする産業構造へ急速に転換し、激しい技術革新がすすめられる時期に突入しつつあったのである。

三 都市環境の悪化と市条例制定の要求

工業立地の促進

一九五七（昭和三十二）年に入ると中央では、厚生省の「生活環境汚染防止法案要綱」が廃案となり、それにかわって公害対策のイニシアティブをとった通産省により「産業公害」の語が肯定的に使われるという変化が生じた。そして、この産業発展を先行させ、公害立法を抑えるという動きに対応して、県当局でも今後予想される汚染の累積に長期にわたって対応することになった。

この年五月に神奈川県は「京浜工業地帯大気汚染技術小委員会」を発足させ、林立する煙突群の吐き出す汚染物質に覆われた空の実態とメカニズムの調査研究に着手した。構成メンバーは県、横浜・川崎両市、横浜地方気象台、横浜国大工学部、横浜市大医学部、県工業・衛生両試験所などであり、汚染と気象条件、健康・作物・金属被害の関係などが検討のテーマであった。これらの分野は当時ほとんど未踏の領域であり、はたして大気の拡散を妨げるといわれる「逆転層」が実在するのかわも不明であった。そこでとりあえずヘリコプターで上空の視察を行い、京浜地帯を厚く覆う汚染物質の団塊があるのかを確かめることから研究がはじまった。その成果は年々『大気汚染調査報告書』にまとめられ、「ばい煙規制法」策定時に貴重な資料をなしたといわれる。またその際朝日製鉄事件を契機にはじまった連続測定が研究の出発点となったことを付記してもよいであろう。

だが工業地帯の広域汚染を全体としてとりあげる研究は、個々の工場をチェックさせない条例体制に帰因したと見ることもできる。しかも一九五七年、資源高度利用をうたった「土地及び水資源についての総合計画」（一九五九年）に至る神奈川県工場配置構想のもとで進行していたのは、なによりもめざましい数の工場新設であった。県が六一年に行った『工場施設環境

『調査報告』によると、一九五二年から六一年にかけて従業員三十人以上の工場が六百九十一から千七百七十四と二・四倍にふえ「工場は大小小すべての規模のものが増加したが、中小工場の増加がより大きく」見られるということであった。このことから大工場が県内各地に分散的に広がっていく一方で、既設工場地帯、市街地では手狭な敷地いっぱいにて建てられた中小工場が住宅と軒を接して昼夜兼行の操業で周囲を圧している情景が浮かんでくる。これら横浜・川崎の大都市地域に住居と混在する中小工場群こそ、激しい企業競争に追いつてられつつ産業発展をおしすすめる影の原動力であった。そして事業主の自発性にゆだねる県条例体制の欠陥があらわになり、解決が困難な近隣公害紛争が累積しはじめたのも五七ごろからであった。

悪化する都市環境

住宅・工場の密集がすすんだ都市地域の住民に浸透していったのは、産業公害を甘受する姿勢である。

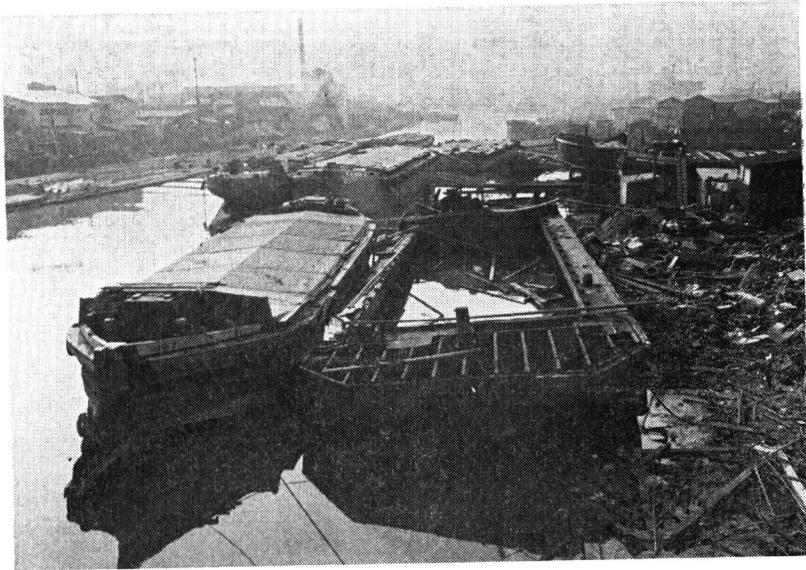
一九五六(昭和三十一年)年に横浜市教育委員会が用地入手難から潮田中学校分校の敷地を三方を工場に囲まれた寛政町の一角に求めた時、その非常識を非難する声があがった。しかし十月に催した公聴会では「工場街の子弟であればこれぐらいは当然だ」との地元住民の声が大勢を占めたといわれる。こうした生活風土の中でも五七ごろから騒音・振動の苦情が急激にふえていくが、その原因のいくつかは使用機械や作業の大型化・重量化、昼夜兼行の操業などにあった。五七年には鶴見区下末吉町の住居地域に住む一住民が隣の末吉工業を相手どって損害賠償訴訟をおこし「全国に例を見ぬ裁判」(『神奈川新聞』昭和三十三年七月二十二日付)との注目を集めた。同工場は日産自動車の下請けとして、プレス加工済みの軟鋼板の歪みをとる板金作業を営み、一日余で軒を接した被害者宅では家人の話さえきこえない状態がつづいた。県工務課の測定によれば七〇ホンと低めであったが、訴訟は当人が難聴および神経衰弱となり、五年間にわたり高校生の長男を下宿させた、その損害賠償をせよ、というものである。この種の訴訟は二年後にも、川崎市の元木木工株式会社にたいしておこされたが「うるさい、うるさくない」といった論争が長ながとつづくのがつねであった。たしかに一九五九年三月までの総陳情件数二百六十一件のう

ち騒音は百二十件と約半数をしめ、しかも解決は半分にも達していない。その後増加の一途をたどる機械工業関連下請工場の騒音・振動問題、消費市場を控えた食料品工場の悪臭問題などに、県条例はほとんどお手上げの状態であった。

一方、河川の水質もまた目に見えて悪化しはじめた。沿岸にパルプ製紙工場をもった多摩川・新崎川、食料品工場をもった千之川などの汚濁は早くから漁民を悩ませてきた。そして有害物質のずさんな管理に県下でこの問題に目を向けさせたのが一九五八年の富士フィルム足柄工場の酒匂川アユ全滅事件であった。六月一日の「アユ解禁日」に狩川から酒匂川下流域にかけてアユ、ウグイ、ウナギなどが浮かび上がり、釣り人たちを驚かせた。その原因は同工場から二百十トンという大量のアノモニア、シアンソーダが流出したものと判明したが、漁民たちがこの期をとらえてテープレコーダーまで持ち込んで会社側の言質をとったのは、これまでに起こった同種の事件がほとんどやむやみに葬り去られてきたからであった。しかし、ようやくこの年には「水質二法」が成立し、神奈川県も工場事業場廃液対策部会を設けて酒匂川を初めとして水系ごとの調査を開始した。だが水域指定も内水面漁業権設定もない河川は放置された。とくに鶴見川の一部を除き、まったく漁業権のない横浜地域の河川は工場排水、都市下水の排水路扱いされ、みるみる真黒なドブ川と化してしまった。そして多摩川についても、児童の遊泳禁止が時間の問題となった。こうした事態を見てとった県当局は五八年末には、はじめて全工場の処理槽設置状況や薬液貯蔵量を調べる予備調査を行ったが、その結果は行政をあわてさせるほどひどかった（『昭和三十三年工場廃液対策綴』）。しかも、汚染が自分の生業にかかわる農漁民と異なり、都市住民は河川の汚濁に関心が少なく、一部には、ゴミ捨て場と心得るくらいであったから、その先行きは暗澹たる様相を呈していた。

健康被害 の現実化

こうして都市生活環境の悪化が手も打たれることなく進行するなかで消費生活の豊かさはまし、人びとも「産業公害」にむとんちゃくな傾向を見せていた。しかし、一九五九年前後から京浜地帯では教育・医療関係者を



汚れる鶴見川，鶴見橋から下流をのぞむ（1966年）

日本機関紙協会神奈川県本部蔵

中心に公害の恐しさを警告する新たな動きもはじまっている。工場排ガスによる喘息様症状発生を指摘した米軍医の「ヨコハマゼンソク」の問題提起（一九五六年）をきっかけに着手されたいくつかの調査・研究が、工場地帯の環境が健康にとって悪影響をおよぼしていることを具体的数値で示しはじめたのである。一九五九年四月に発表された横浜市大医学部の報告によれば、鶴見区潮田小学校の生徒千九百二十六人のうち百三十二人は汚染の激しい日にせきこみ、うち八十人は小児ぜん息であると診断された。同時に京浜地区で有毒ガス（亜硫酸ガス、無水硫酸など）が〇・二PPMに達していることも報告された。それまで独自の調査・啓蒙活動をつづけてきた川崎市煤煙対策協議会も、ばい煙による主婦労働時間の損失や児童疾病の地域比較などをつみ重ねていた。いまだ排出物質と症状との関係が確定されたわけではないが、五九年四月の日本医学会総会をはじめ「都市における公害の諸問題」をシンポジウムのテーマにとりあげ、さらに同年末には国立公衆衛生院に事務局を置く「大気汚染全国協議会」が発足している。その設立趣意書は「とも

すれば、大気汚染を取上げることは産業の発展を阻害するものであるかのようにみられていますが、この見方を根本的に是正することが、大気汚染対策の重点のひとつであります」と産業発展礼賛に警告を發した。これら医療・教育の側からあがった住民の健康を危惧する声が、横浜・川崎の大都市では市長に住民の保護を求める市公害防止条例制定の要求に収斂し、翌六〇年に二つの都市で市民の行動がはじまる。

市民の市条 こうして医師の間から心配の聲が上がった横浜市では、一九六〇年四月に眼前で根岸湾の埋立事業が進められ
例制定要求 ている磯子医師会が半井市長に同地区の公害防止に関する陳情を行った。その文書は、もし、操業がはじまれば大気汚染による被害が背後地を襲い、「一般に呼吸器、循環器、結膜炎患が増加します。家屋、洗濯物等の汚染は勿論、植物の成長にも影響を及ぼし、緑地帯は昔の夢物語りとなるでしょう」と警告した。そして、「一 公害防止に就きましては、市当局に於かれても、別に市条例を早急に設けられて、責任ある指導と監督を行われる様にせられたい、二 根岸工業地帯の公衆衛生上の為には、市民代表を含めた委員会の設置が望ましく、工場建設に先立ち市民の意見を充分とり入れて、公害対策の完璧を期されたい」など十項目の要望を行った。この陳情を受けた半井市長も問題を重視して、進出工場への対策を検討しうえて回答すると約した。

一方、公害被害の累積しはじめた川崎市でも市政への不満が高まり、京町の日之出製鋼の公害は、運河をはさんだ鶴見区平安町住民まで巻き込む、地域ぐるみ騒動に発展してきていた。平安町住民千百七名が四月に行った県への再陳情によれば、「当町に居住する住民は工場より発生する騒音、煤煙に日夜悩まされ、特に電気ハンマーの地響が甚しく、就寝する事も出来ず病人などは寝ていることも出来ない状態です。夜間などにおいては神経衰弱になり幼児子供等は夜間の火を見ては火事と思は誤る有様で精神的疲労甚しく、尚粉塵の為に洗濯物を始め座敷縁側等も一日に何回となく掃く有様です」(資料編 12 近代・

現代(2)型」という窮状であった。こうした状況の中で全川崎労働組合協議会が公害問題を取りあげ、六〇年七月から全国でも例のない最初の市公害防止条例の制定を求める直接請求運動に着手した。そして十月に七千八百三十の署名による請求を行ったが、その内容は罰則規定強化のほかは「県事業場公害防止条例」と同一であった。すなわちそのねらいは市内の大企業工場「公害防止に関する積極的責任を川崎市長が負うか、県知事にまかせて回避するか」(本橋順議員)を問うことにあったのである。このため、直接請求は否決されたが、金刺市長の側から独自の市条例案を提出し、市独自の取組をはじめざるをえなくなった。

これら横浜・川崎で起こった市民の市条例制定要求が示していることは、個々の紛争を包んで公害が全体として市民の生活環境を危機にさらしつつある、という不安が広がっているということであった。したがって産業優先の県行政に頼らず市当局がそれぞれの地域に固有な工場公害に独自の規制を行使する必要がある、ということであった。しかし両市長とも、この市民の要望に部分的に応えながらも大企業の工場にかかわることは回避した。川崎では十二月に市レベルで全国初の「川崎公害防止条例」を制定したが、県条例のカバーしない、浴場・病院などを対象に「都市環境の浄化をはかる」ことを目的としているにすぎない。また横浜でも半井市長は「県条例が効果的に実施されることを期待するとともに県の充分なる指導監督と必要機構の強化等について申し入れを行うこととし、市条例の制定はしない」と拒否したが、公害委員会を発足させて、公害対策の検討をはじめた。一九五九年に設備投資が絶頂に達した京浜工業地帯の公害汚染は住民を不安にしていたが、住民だけでは解決しようのない、高度な技術問題を含むようになっていた。それに加えて公害行政が独自の存在意識を主張せざるをえないような県下全般の環境条件の変化が、新たに浮かび上がることになる。

四 公害事前防止へ

激変する県下の環境条件

一九六〇（昭和三十五）年十二月、川崎の臨海埋立地に、町からばい煙を一掃し、市財政を富ませると宣伝された日石化学コンビナートが、その全容をあらわした。ただちに街は異臭を含んだ亜硫酸ガスに包まれはじめ、遠く四日市市からコンビナート地区住民の苦しみが伝えられるなかで、広域大気汚染への不安が現実のものとなった。県



ジェット機の騒音調査

『かながわ』から

下内陸部への活発な工場進出も汚染や有害ガスによる公害被害を頻発させるようになっており、人びとは石油時代の到来とともに、社会環境の異様な変貌にいらだちと不安を感じようになっていった。モーターゼーションが進行し、トラックがめっきり増えた街道では松の立枯れがめだち、いずこからもしれぬ毒物が川面に死魚を浮かべさせた。また、プロペラ機にかわってジェット機の出現した厚木基地周辺では、最高一二九ホンの騒音に脅かされた住民が、一九六〇年六月二十三日「厚木基地爆音防止同盟」を結成して、「発着陸コースにおける爆音は人間が生理的に耐え得る限界を越え、居住者はつねに生命財産に対する脅

威にさらされている。このような事態は住民の生存権を脅かすものであって断じて「許せない」と決議した。そして六一年十月には米海軍側に飛行制限を申し入れるに至った。こうした輸送機関の高速化、石油プラント・火力発電所に代表される生産単位の巨大化は、急速に公害問題を一地域にとどまらない社会問題に押し上げていった。

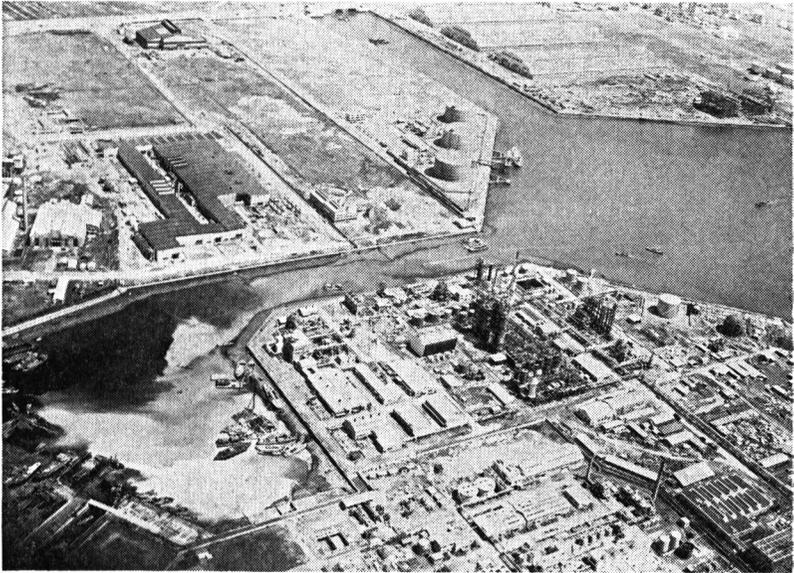
産業の発展を政策課題とし、公害紛争の事後処理に対応してきた県条例体制はすでに時代にそぐさないものと化し、住民から不信の声を受けるようになっていた。横浜や川崎で市条例制定の要求が市民の行動を生んだ直後、六一年初頭に県行政内部では、住民の調査請求や罰則強化を含む新条例制定が検討されている（『三十六年公害審査委員会書類』）。すでに住民たちも大企業の工場を特別視することはなくなっており、上吹き転炉の採用以来京浜の空を染めつけてきた日本鋼管の「赤いけむり」にも、集塵器完備を要求する声が上がっていた。しかし県当局は工場への指導・誘導の強化をはかるにとどめた。こうしたなかで、六一年四月に条例の一部を改正して、各市に陳情の收受、軽微な事実の処理をゆだねるとともに、公害紛争をひき起こしやすい鍛造機など機械十種、板金など九種を事前届出制にして指導徹底をはかろうとした。またすでに紛争を起している中小工場には最高五十万円の公害防除資金融資を行い、工場団地の建設を検討しはじめている。しかし同年の『工場施設環境調査』が集塵器一二割、廃水処理槽九割という低い設置率が示しているように、熱意を欠く工場側からは、わずかな対策しか期待しえなかった。

工業化のゆき づまりと住民

一九六二（昭和三十七）年の四月には川崎市民が長年にわたって制定運動をつづけてきた、初の大気汚染防止法である「ばい煙防止法」が成立し、ざる法との批判を受けながらも、公害防除を法的に義務づけねばならないほど環境汚染が進行していることを強く印象づけた。横浜市では視程が二キロ以下になる視程障害日が敗戦直後の三倍にふえ、雪に包まれた富士山がくつきりと姿を見せるのも稀になっていた。京浜運河ではスモッグのために視界が著しく悪くな

り、それが遠因となってタンカー宗像丸の衝突事故が起きている。また市内では増大した自動車交通による排ガス汚染が深まり、七月高島町交差点の測定では亜硫酸ガス濃度三二PPMという驚くべき数値を記録した。汚染はまた工場そのものにさえ不安を覚えさせるに至っていた。十月に鶴見のキリンビール生麦工場から鶴見保健所に、亜硫酸ガス簡易測定値を付した報告と指示を求める次のような文書が届いている。「当工場は本年初め頃から構内植木の衰弱するものを見かけましたが、四月頃頃から当工場従業員が空気汚染を感じはじめ、夏季に入ってから咽喉を痛めあるいは気分が悪くなるものが出始めると同時に、構内植木の枯死するもの五十数本に及びました」と。前述の潮田中学分校の生徒たちを見舞っていたのもこうした状態であり、凄惨な環境の放置は住民に身の危険を感じさせていた。これが工場地帯の追いつめられた姿であったとするならば、工業化のゆきすぎは自然資源にも壊滅的な打撃を与えはじめていた。

県内の河川の汚濁は急速に進行し、沿岸に千二百二十工場を抱える多摩川では丸子ダムでBOD三・二PPMを示し「上水用水としての利用はもちろんのこと、農業用水としての利用も危機に陥り」、鶴見川の中流では二・九PPMに達したばかりか河口附近に棲息するアナゴ、コハダ、フッコは臭気を放つようになった。そして相模川、酒匂川など上水源でも汚染がめだち、引地川・森戸川下流は黒色の水が流れる下水路の感呈していた。とくに大同毛織、大蔵省印刷局など九つの工場が立地した森戸川では河口沖にある酒匂国府津漁協の漁場をも汚水が沖合二キロメートルにわたって茶褐色に染め、年間二千万円の損害を与えるようになっていた。一方、船舶の投棄する廃油事故も生麦、金沢など内湾にとどまらず、七月には真鶴半島に幅五百メートル、延長三キロメートルが押し寄せて養殖のサザエ、アワビ、伊勢エビを全滅させた。この水産資源の危機に直面した十月の神奈川県水産大会は県に対して「汚水廃油被害を一括取り扱う公的機関を設置せよ」との要望決議を行った。それに加えて、建設ブームをあてこんだ相模川・中津川の砂利乱掘は橋脚を浮かせ、宅造による農地山林破壊がもたらす水害、自然喪失には鎌倉・三浦半



川崎市大師河原・千鳥町石油関係工場の排水（白色模様の部分、1957年ごろ）

県史編集室蔵

島などで自然保護運動がはじまっていた。こうして一九六三年の初頭に神奈川県は県域全体に広がった住民の声に押されて転換を余儀なくされるに至るのである。

住民生活防衛のため の地方自治へ

京浜工業地帯の増強にはじまった神奈川県
の工業化優先路線は修正せざるをえな

くなっていた。一九六三年初頭に作製されたとみられる商工部の『産業公害のしおり』は「工業の繁栄を図るのも窮極の目的は住民の福祉に寄与するためです。凄惨な環境の中で工業生産のみ上るといふ状態は一昔前のことです」と事業主に呼びかけている。また横浜市では三月に工場誘致条例を廃止したばかりか、「工場等制限法」の適用が論議されるようになった。いまや県の工業生産額の伸びはトップに躍り出、その豊かな生産力を福祉の充実に向けるときに到達したのであった。四月に横浜市では工業化優先をしりぞけた飛鳥田候補が市長に就き「福祉計画」の策定を指示した。こうした地域政策の修正にもなつて「産業の発展と住民の福祉の調和」のバランスを保ちえなくなつた旧条例は生命を終え、十八名で発足した公害課も

商工部を離れて企画調査部のもとで新たな活動を開始したのであった。けれども、地方自治体が豊かな福祉の果実を住民のために確保しようと公害対策にのりだした時点から、より困難な状況に移行することになる。

それまでに政府は水質汚濁にかかわる「水質保全法」「工場排水法」（一九五三年）、大気汚染にかかわる「ばい煙規制法」（一九六二年）を制定してきていた。しかしそれらは全国に工場立地を促進するためのものであるという側面ももっていた。したがって地方自治体は独自の権限をもたず、それを適用する水域、地域の指定権は政府に留保された。一九六三年までに県下では横浜・川崎の一部が指定されたにすぎない。それすら多くの適用除外によって空洞化され、臨海部の海域、火力発電所、自動車などの発生源に手をふれることは許されなかった。それに増して問題なのは、規則が工場の排出口濃度によるものであったために、水や空気で稀釈すれば排出量をいくらでも増大しえたことである。工場側がこれらの法律を遵守しているかぎり、県下の大気・水の汚染は悪くなりこそすれ、よくなることはありえなかった。他方、重畳する汚染に健康・生業を脅かされる住民からの苦情・陳情は日まじに増大していた。もし、実質的に汚染の防除をすすめようとするなら、法律のカバーする領域についても、その許容限度にとらわれない対策を行わせる必要があった。この課題が県下では、すぐれた地方自治の主体性にかかわる公害行政を生んだのであった。こうして、住民の生活環境への権利を基礎に、実質的に公害対策を追求する時期がはじまろうとしていた。それをどう実現していくかについて、ここで一九五一年の条例制定時に、産業発展を重視する立場と、住民の健康・生業を重視する「修正案」の立場があったことを想起しておくべきであろう。前者を踏襲する県行政が客観的基準をたてて工場への行政指導を強化しようとしたのに対し、当時県議として「修正案」の賛同者であった飛鳥田横浜市長は、住民の納得をたてに健康・生業の権利を犯すことのない工場立地の可能性を追求しようとする、いわば、神奈川県と横浜市がおの異なる行政スタイルで公害対策を推し進める時期に入ろうとしていた。

第六節 拡大する教育条件

一 苦悩する教育

二部授業の実態

一九五〇年代の中ごろから、一九六〇年代にかけては、戦後教育の転換を迎えた時期であった。それは教育の政治的中立に関する法律（一九五四年）、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（一九五六年）の公布、勤務評定の実施（一九五七年）、教科書検定の強化（一九五八年）、学力テストの実施（一九六一年）等であった。

また、戦後、混乱の時期に制度化された新しい教育制度によって生じた多くの問題点をかかえていた時でもあり、二部授業もその一つであった。特に都市部に二部授業をせざるをえない学校が多く、その障害に悩みは多かつた。

本県下における二部授業学級の数をみると第十五表のようになる。

この表によれば川崎市の一九四九（昭和二十四）年の二部授業の学級数は明らかにないが、『川崎市における二部授業の実態とその障害』によれば、川崎市においては、この年が二部授業の児童数が最大となっている。

さらに、ここで、児童数との関係でみると第十六表のようになる。

この表によれば、一九四七年に児童数の総計が約二十七万三千八百人で、二部授業を受けている児童数は約七万八千六百人である。その割合は約二八・七％となる。全県のうち三人に一人は二部授業の児童であった。

川崎市の場合には県下でもっとも多く、全県平均の約二倍ということになる。

平塚市			鎌倉市			藤沢市			小田原市			茅ヶ崎市			逗子市		
学級数	の学級数	の二部授業比率%	学級数	の学級数	の二部授業比率%	学級数	の学級数	の二部授業比率%	学級数	の学級数	の二部授業比率%	学級数	の学級数	の二部授業比率%	学級数	の学級数	の二部授業比率%
131	23	18	194	36	19	221	19	9	225	44	20	124	—	—	—	—	—
140	6	4	209	31	15	236	35	15	222	—	—	127	20	16	—	—	—
146	—	—	206	—	—	238	—	—	226	—	—	128	—	—	—	—	—
149	—	—	213	—	—	239	—	—	221	—	—	124	—	—	—	—	—
150	—	—	221	—	—	249	15	6	224	9	4	131	—	—	—	—	—
165	—	—	241	—	—	261	20	8	233	13	6	141	9	6	102	—	—
189	—	—	258	—	—	323	19	6	325	4	1	161	—	—	107	—	—
195	—	—	244	—	—	322	8	2	343	11	3	163	10	6	105	—	—
294	—	—	247	—	—	334	16	5	349	9	3	174	22	13	107	—	—
323	—	—	250	—	—	348	12	4	369	—	—	180	16	9	106	—	—
高座郡			中 郡			足柄上郡			足柄下郡			津久井郡			愛甲郡		
学級数	の学級数	の二部授業比率%	学級数	の学級数	の二部授業比率%	学級数	の学級数	の二部授業比率%	学級数	の学級数	の二部授業比率%	学級数	の学級数	の二部授業比率%	学級数	の学級数	の二部授業比率%
475	44	9	450	—	—	241	—	—	221	10	5	164	—	—	208	—	—
485	11	2	452	—	—	238	4	2	229	—	—	165	6	4	206	—	—
492	—	—	446	—	—	232	—	—	225	—	—	157	—	—	194	—	—
490	—	—	437	—	—	224	—	—	221	—	—	148	—	—	189	—	—
516	13	3	426	—	—	213	—	—	224	—	—	152	—	—	187	—	—
536	10	2	438	6	1	219	—	—	229	—	—	194	1	1	154	1	—
265	5	2	330	—	—	225	—	—	156	—	—	160	—	—	99	—	—
270	4	1	328	—	—	207	—	—	155	—	—	162	—	—	81	—	—
285	35	12	243	—	—	211	—	—	163	—	—	162	—	—	62	—	—
294	18	6	235	—	—	219	—	—	166	—	—	165	—	—	62	—	—

1) 比率は統計書のとおり 2) 『神奈川県統計書』から作成

さらに、一九四九年から一九五二年までを計算してみると、第十六表、第十七表のようになり、これによって川崎市、横浜市、横須賀市の都市部では著しく高い割合となっていることが判明する。これらの都市では二部授業の解消が最大の課題となっていたといえよう。工業都市として、戦後の復興にめざましい躍進をとげつづけ、急激に人口が増加し、また空襲による被害のため、さらに進駐軍による諸施設の接収などにより、学校の建物が不足していたことが最大の理由であった。

第2章 高度成長期

第15表 小学校市郡別二部授業の学級数及びその割合

年	県総数			横浜市			横須賀市			川崎市		
	学級数	の 学級数	二部 授業 比率%	学級数	の 学級数	二部 授業 比率%	学級数	の 学級数	二部 授業 比率%	学級数	の 学級数	二部 授業 比率%
1949	6,365	1,334	21	2,126	965	45	726	183	25	735	—	—
1950	6,838	1,965	29	2,361	1,155	49	781	216	28	852	463	54
1951	7,059	—	—	2,515	—	—	706	—	—	918	—	—
1952	7,078	—	—	2,559	—	—	689	—	—	952	—	—
1953	7,236	1,271	18	2,568	707	28	705	116	16	1,041	411	39
1954	7,705	1,689	22	2,782	928	33	755	130	17	1,137	548	48
1955	8,314	1,819	22	3,017	1,047	35	817	136	17	1,242	575	46
1956	8,361	1,728	21	3,029	1,069	35	802	90	11	1,286	496	39
1957	8,679	1,782	21	3,163	1,095	35	810	88	11	1,367	495	36
1958	9,082	1,549	17	3,332	1,030	31	828	65	8	1,476	394	27

年	相模原市			三浦市			秦野市			厚木市			三浦郡		
	学級数	の 学級数	二部 授業 比率%	学級数	の 学級数	二部 授業 比率%	学級数	の 学級数	二部 授業 比率%	学級数	の 学級数	二部 授業 比率%	学級数	の 学級数	二部 授業 比率%
1949	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	124	10	8
1950	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	129	18	14
1951	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	230	—	—
1952	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	223	—	—
1953	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	229	—	—
1954	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	142	20	14
1955	266	11	4	105	22	21	121	—	—	102	—	—	46	—	—
1956	268	12	4	110	28	25	118	—	—	128	—	—	45	—	—
1957	279	8	3	114	14	12	119	—	—	149	—	—	47	—	—
1958	287	4	1	118	2	2	120	—	—	157	8	5	47	—	—

川崎市の特に川崎市では横二部授業 浜市、横須賀市との対比においても二部児童数の比率が高かった。

川崎市でも特に二部は東横線以東に問題があった。

東南部では旧市域として商業地帯であり、戦災焼失の地域で、戦災の復興と疎開先からの復帰者、新たに職を求める人びとで急激な人口増となっていた。戦前の一九四三（昭和十八）年に人口が約三十九万のピークがあり、戦後、約二十万に激減し、一九四七年から一九五二年にかけては毎年約一万五千人から三万人の増があった。戦前の

第16表 二部授業実施の児童数

地 域	年度	児童総数	二部児童数	比率%	小学校 総数	二部 校数	比率%
川 崎	1947	29,307	17,544	59.9	38	26	68
	1948	32,757	20,529	62.7			
	1949	35,651	24,686	69.2			
	1950	40,439	22,759	56.3			
	1951	44,343	28,934	65.3			
	1952	45,940	18,887	41.1			
横 浜	1947	94,780	39,228	41.4	104	72	69
	1948	101,196	—	—			
	1949	106,578	56,208	52.7			
	1950	115,611	61,702	53.4			
	1951	123,257	58,366	47.4			
	1952	122,696	43,070	35.1			
横 須 賀	1947	30,686	5,766	18.8	28	9	32
	1948	32,005	4,950	15.5			
	1949	33,447	7,817	23.4			
	1950	31,504	10,624	33.7			
	1951	32,737	9,294	28.4			
	1952	32,540	5,218	16.0			
郡部及び小都市	1947	119,009	16,063	13.6	174	3	2
	1948	120,668	9,796	8.1			
	1949	122,048	10,928	9.0			
	1950	130,883	6,483	5.0			
	1951	142,704	9,126	6.4			
	1952	129,485	1,630	1.3			

『川崎市に於ける二部授業の実態とその障害』から

川崎市の小学校は三十一校あったが、戦災によって全焼十五校、半焼二校、大破一校、計十八校におよぶ学校が使用不能となる惨たんたる被害を受けていたのであった。

川崎市が二部授業に悩まされている主要な原因は第一に戦後の人口急増に伴う児童の増加、第二に戦災による壊滅的學校施設の焼失、第三に六・三制整備と戦災復旧による同時的・三重負担、第四に国庫補助の僅少と起債のわくと市の教育財政の貧困とであった。そして、以上の要因は直接、間接的に戦争に起因していることを忘れてはならないと川崎市教育研究所は報告している（『川崎市に於ける二部授業の実態とその障害』）。

第17表 二部児童数の割合

年	児童数	二部児童数	比率%
1949	297,724	99,639	33.5
1950	318,437	101,568	31.9
1951	343,041	105,820	30.8
1952	330,661	68,805	20.8

第16表から作成

教育における二部授業の障害は、学校側にとっては学級編成、教員の交替の問題、学校責任者の職員に対する基本的事項の不徹底、授業時間の不足等であり、児童側からみれば午後の組が午前の組より学習能力の低下、児童の日常生活と学習との関係によって生じる問題、家庭においては、不規則な生活による保護者の障害などがあげられる。

教師たちは、これら問題をかかえながら、不正常授業を現実に行うため、教育内容の検討、教科の割当て、指導の方法などを考えなければならなかった（前掲書）。

基地と教育環境

神奈川県は沖繩県に次ぐ、基地の町であり、厚木基地、座間基地など狭い面積の中でその占める割合が高い。敗戦とともに旧海軍の町横須賀市はアメリカ海軍の基地となった。

一九四八（昭和二十三）年横須賀市の汐入地区を中心として、米兵相手の街娼婦はすでに千名にも達しており、市民をして目をそむかしめる状態にあった。

一九五一（昭和二十六）年五月五日、児童憲章が制定された。日本国憲法に従い、児童の人権を認め、公的、社会的な立場から児童を守り、健全な発達をうながそうとするものであった。「児童は人として尊ばれる、児童は社会の一員として重んぜられる、児童はよい環境のなかで育てられる」と総則で定められた。

一九五〇年六月に朝鮮戦争が始まると横須賀はアメリカ海軍最大の戦略基地となり、軍艦の出入港がはげしく、米兵達の上陸は毎夜何千人とも数えられるようになり、バー、キャバレーが急増し、街娼婦たちの数も増加していった。横須賀市警察本部刑事部防犯課の発表したところによると、街娼婦（散娼婦）の推定数は